

難病とは

難病と指定難病

国の難病対策について

難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図ることを目的に、平成27年1月に「難病の患者に対する医療等に関する法律（以後「難病法」という）が施行され、公平かつ安定的な医療費助成制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施により、総合的な推進を目指しています。

難病と指定難病の定義

難病法では、「難病とは、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」と定義しています。

難病

- ☆発病の機構が明らかでない
- ☆希少な疾病である
- ☆治療法が確立していない
- ☆長期にわたり療養を必要とする

指定難病(医療費助成の対象)

- 難病の定義のほかに、つぎの2つの要件を満たし、厚生労働大臣が指定したものが「指定難病」となります。
- ☆患者数が本邦(我が国、または国内でということ)において一定の人数(※)に達しないこと
 - ※人口のおおむね千分の一(0.1%)程度に相当する数
 - ☆客観的な診断基準(又はそれに準ずるもの)が確立していること